

研究授業「実務法規」実施報告

金子 匡 良*

Report on Implementation of an Open Class “Practical Law”

Masayoshi Kaneko

要約

本稿は、高松短期大学秘書科で行われた研究授業「実務法規」の実施報告である。実務法規は、本来、ビジネス実務に関する法制度について講義するものであるが、裁判員制度が開始された今日、裁判員として有すべき基礎的な法的知識を講じる必要性もあると考え、今回は裁判員制度を講義のテーマに選んだ。以下では、当日の授業の内容、及びそこから見えてきた今後の課題について報告する。

キーワード：公開授業、研究授業、実務法規、法教育、裁判員制度

(Abstract)

This paper is a report of an open class "Practical Law" performed at Secretarial Course, Takamatsu Junior College. This class is originally to give a lesson on statutes and regulations in actual business. However, the lay judge system is chosen as the theme of this lecture, because it is thought that people need to have the fundamental legal knowledge as a lay judge. In this paper, the contents and the future implications of the lesson are reported.

Key word : open class, practical law, legal education, lay judge system

* 提出年月日2010年11月30日、高松短期大学秘書科准教授

1. 授業の目的

本稿は、2010年6月14日に高松短期大学秘書科において、研究授業として行われた「実務法規」の実施報告である。筆者は2007年度にも、「実務法規」の研究授業を行っており、今回は同じ科目による2度目の研究授業となる。筆者は前回の授業の実施報告の中で、法学部以外の学部学科における法学教育の今後の課題として、裁判員制度に関わる教育が重要な位置を占めることを指摘した¹⁾。当時は裁判員制度の開始前であったが、実際に裁判員制度が始まり、一般市民が裁判に参加するという現実を目の当たりにし、改めてこの思いを強くしている。そこで今回の研究授業では、裁判員制度を取り上げ、制度の概略や裁判員として最低限有しておくべき知識について講義を行うこととした。

2. 授業の概要

今回の研究授業は、4月の開講から数えて10回目の授業に当たり、それまでに「法の意義と種類」、「裁判制度」、「契約」、「債務不履行と不法行為」などの講義を済ませていた。したがって、民法と刑法の違いや、民事裁判と刑事裁判の違いについては、すでに講義済みであったため、本授業では裁判員制度に特化して話を進めた。

実務法規では、特定のテキストは指定せずに、毎回、A4で1～2枚程度のレジュメを配布し、それに基づいて授業を進めている。この日も本稿末尾に付したレジュメを配布の上、授業を行った。

まず、裁判員制度とはどのような制度であるかを、アメリカの陪審制やドイツ・フランス等の参審制度との比較を交えて、大まかに説明した上で、それが導入されるに至った経緯や理由を司法制度改革全体の流れとともに解説した。ただし、当初は裁判の迅速化やアクセシビリティの向上（司法の大衆化？²⁾）を主眼に置いていた司法制度改革が、なぜ裁判員制度の導入につながったのかという、制度導入に至る政治的・社会的背景を掘り下げることができず、巷間広くいわれている「司法の民主化」や「国民の司法参加」といったキーワードで制度導入の理由を説明するにとどまった。

次に、裁判員の選出方法について説明した上で、1年で5000人から6000人に1人の割合で裁判員になる可能性があることを指摘し、「宝くじで3億円当たるよりも、はるかに確率が高い」と軽口を交えながら、それが自分たちと現実的な関係のある制度であるということに注意を喚起した。また、裁判員の辞退理由として、70歳以上であることや、介護や養育に支障が出ることなどが挙げられていることを説明するとともに、受講者が女子学生

ばかりであることを考え、妊娠・出産も辞退理由に含まれていることを強調した。

裁判員裁判の対象となる事件については、法律上の規定が複雑であるため、細かい解説を加えることはせず、殺人や傷害致死を例に挙げつつ、人命に関わるような「重大犯罪」のみが対象になると説明した。なお、学生の中には、すべての刑事事件が裁判員裁判によって裁かれると誤解している者も少なくないため、対象となる事件は、起訴される刑事事件の3%程度に過ぎず、窃盗等の犯罪はこれまでどおり裁判官のみの裁判で裁かれることをあえて付言した。

こうした一般的な解説を一通りした後、実際に裁判員裁判がどのようなプロセスで進んでいくのかを論じた。まず、刑事裁判は、公訴を提起する検察官と、起訴された被告人との対審構造の中で、原則として当事者主義によって進められることを述べ、ただし被告人の防御権を保障するために、被告人には弁護人を付けられることを（裁判員裁判の対象事件はすべて必要的弁護事件であるため、より正確には弁護人を付けなければならないことを）説明した。加えて、裁判員裁判とは直接関係はないが、近年の法改正により、被害者や被害者家族が法廷で意見を陳述できる制度や、被告人に質問できる制度などが新たに導入され、かつての刑事裁判の対審構造が、この10年間で大きく変化していることにも触れた。

次に、裁判員裁判の具体的なプロセスを、①冒頭陳述、②証拠調べ、③論告求刑、④最終弁論、⑤評議、⑥判決という5段階に区切り、それぞれの段階で何が行われるのかを概説した。ここでは特に証拠調べの説明に時間を割き、物的証拠と人的証拠の区別、あるいは直接証拠と間接証拠の違いなどを説明し、証拠による事実認定がどのように行われていくのかを、殺人事件などを例にとって解説していった。その上で、裁判員裁判では、法廷に提出された証拠に基づき、裁判官と裁判員との合議によって、有罪・無罪の判断や量刑を決定することを説明した。その際、判断が分かれた場合は、原則として多数決で決定を行うものの、有罪の決定には、少なくとも1人の裁判官が賛成しなければならないという例外があることを述べ、なぜそのような例外があるのかについて、被告人の権利保障と裁判の公正性の確保という観点から解説した。

最後に、「裁判員として知っておくべき7つの法律知識」というテーマで、刑事裁判における原則や基本的な考え方を紹介した。ここで取り上げた7つの法律知識とは、①「無実」と「無罪」の違い、②推定無罪の原則、③自白と補強証拠の法則、④「合理的な疑い」がある場合は有罪としてはならない、⑤犯罪を引き起こす内的要因と外的要因、⑥応報刑

と教育刑、⑦裁判の公平性を担保するための判例の役割、というものである。残念ながら時間がなかったため、すべてを丹念に説明することはできず、①から④までの概略を述べただけで、⑤から⑦は割愛せざるをえなかった。①から④の説明においては、特に推定無罪の原則に力点を置き、被告人を有罪にするには、被告人の自白以外の証拠によって、被告人が犯罪行為を行ったことについて、合理的な疑いを挟み込む余地がないほどに確実な立証がなされなければならないことを説いた。そして、その背景には、「100人の真犯人を逃すことがあっても、1人の冤罪者も出してはならない」という刑事司法の原則があることを説明した。また、自己負罪の拒否権や自白の証拠能力の制限を定めた憲法38条の条文を読み上げ、この条項は上に述べた刑事司法の原則を保障するための規定であることを示した。

3. 授業の成果

本授業で講義した内容が、どの程度、受講者に定着したかを測るために、学期末に行った試験の結果を示すこととする。

期末試験で本授業の範囲から出題した問題は、次の2問である。1問目は、空所補充の問題であり、「裁判員裁判では、裁判官3人に対して、裁判員は___人いる。」という文章の下線部分に適切な語句を書き入れるというものであった。正解は「6」であるが、受験者36人のうち、35人が正答を書き入れており、不正解だった者は「4」と記入した1名のみであった。この結果を見るに、裁判員制度の最低限の制度概要は、かなりの割合で理解できているといえよう。

2問目は論述問題であり、「刑事裁判において被告人が犯行を自供していたとしても、それを裏付ける証拠が無ければ、たとえその被告人が真犯人だったとしても、有罪にすることはできない。それはなぜか、その法的な理由を説明せよ。」というものであった。この問題は、補強証拠の法則の存在理由を問うものであり、解答としては、自白だけでは犯罪の客観的な証明ができず、被告人が真犯人であること、あるいは他に真犯人が存在し得ないことに合理的な疑いが残ることや、拷問・脅迫等による自白の強要を防ぐことなどが説明できていれば正解とした。しかし、この要件を満たす解答をした者は6人に過ぎず、さらに、授業中に読み上げた憲法38条に触れた者は、そのうちの3人だけであった。自白の証拠能力を過大視しないということは、冤罪を防ぐための大前提であり、そこには「自白は証拠の女王」といわれた戦前の刑事司法への反省も含まれている。そのため、補強証

抛の法則や自白の証拠能力の制限については、授業の中でも重点的に説明したが、この間の正答率が2割に満たなかったという事実を見る限り、十分な成果があったとはいえないであろう。

4. 若干の考察

冒頭でも述べたとおり、裁判員制度が開始された今日、非法学部系の学部学科における法学教育の目的の一つとして、裁判員としての基礎的な知識や考え方を身につけさせることは、重要な位置を占めると思われる。これまで法学部以外の学部学科における法学関連の授業は、文字通りの一般教養としての科目や、学部学科に関連した科目（例えば、教育学部であれば教育法規、経済学部であれば商法や税法など）のみであったが、今後は誰もが将来裁判員になる可能性があることを考慮して、裁判員として持つべき最低限の知識は、あらゆる大学で講義されるべきであろう。

非法学部系の学部学科において法学関連の授業を担当している教員は、憲法や民法など、直接的には刑事法に関連のない法分野の研究者が多いため、刑事法に関する学説や判例等について奥深く探究するような講義を行うことは難しいかも知れない。しかし、直接関連のない分野であるがゆえに、刑事司法制度や裁判員制度について、一歩離れた視点から見ることができ、その結果として学生に分かりやすい講義を行うことができるという副次的な効果も期待できる。

なお、裁判員裁判では、裁判員には職業裁判官にはない「素人」の視点から判断をすることが求められているのであり、法的な知識はあえて必要ないとの声もある。しかし、裁判に一般市民の観点を含めるということと、法的知識の必要性の有無は、本来、別次元の問題であろう。事実認定や量刑判断等において、職業裁判官が過去の経験や判例から、ある程度の「相場」を事前に措定しがちなのに対し、一般市民はそうした経験や知識が無いぶん、その事件を単独のものとして見るができる。職業裁判官が、ひとつの事件を過去及び将来の事件の中におけるone of themとして位置づけるのに対し、裁判員は一生に一度の経験として判断にあたるonly oneなものとして見るのである。裁判員に「素人」としての判断が求められるというのは、裁判に臨むこうした態度の違いを期待してのものであり、法的知識の有無とは直接関係ないはずである。（この点、裁判員法15条によって、大学の法律学の教授・准教授が裁判員になれないことには、疑問が残る。）

裁判員には、自己の担当事件をただ唯一の事件として見るのが求められるのであり、

その中で公正な判断を行うためには、最低限の法的知識が必要なことはむしろ当然といえる。それなくしては、職業裁判官の判断を追認するだけの「イエスマン裁判員」や、過度に刑事司法の応報的な側面を重視する裁判員になる恐れも否定できず、かえって冤罪の危険性が増すことさえ考えられる。こうした事態を防ぐためにも、刑事裁判のプロセス、事実認定の方法、被告人の権利、刑罰の役割といった基礎的な事項は、いずれかの教育段階ですべての市民が一度は触れておくべきであろう。大学進学率が50%を超えた現在、大学教育がこの領域において果たす役割は非常に大きいといえるのではないだろうか。

しかしながら、今回の研究授業を実施してみて、90分1コマの授業で裁判員制度について十分な講義を行うことは極めて難しいと感じた。この授業では、既に裁判制度の一般的な説明は終わっていたために、裁判員制度に特化した内容にすることができたが、それでも1コマでは準備した事項をすべて消化することはできなかった。仮に裁判制度一般の話から始めるとすれば、最低でも3～4コマの授業は必要となるであろう。セメスター制が定着した今日、多くの大学では半期15コマの授業でひとつの科目を完結させており、非法学部系の学部学科における「法学」の授業では、この中で広く浅くあらゆる法分野に関する講義を行わなければならない。にもかかわらず、3～4コマを裁判員制度の説明に当てれば、他の内容が希薄になりかねず、全体のバランスからも問題があろう。裁判員制度に関する教育に関しては、それに重点を置いた新たな科目の設置を含め、カリキュラム編成全体の中での位置づけを改めて検討する必要があるのではないだろうか。

¹⁾ 金子匡良「研究授業『実務法規』実施報告」高松大学紀要49号（2008年）209-210頁。なお、これとは反対に、田中成明は法教育において「裁判員制度対応ということをあまり重視しすぎると、法教育の健全な定着・発展を妨げかねないとの危惧を呈している。（田中成明「法教育に期待されていること―道徳教育・公民教育への組み込みに当たって」ジュリスト1353号（2008年）34頁。）

²⁾ 周知の通り、司法制度改革審議会は、司法ないしは法曹が「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすことを企図していた。（司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書―21世紀の日本を支える司法制度―』（2001年6月12日）6頁。）これは、司法制度を誰もが手軽に利用することができる仕組みに変え、司法のremedyとしての機能を高めることを意図したものといえる。本文中で用いた「大衆化」とは、そうした意味合いを表したものである。

裁判員制度

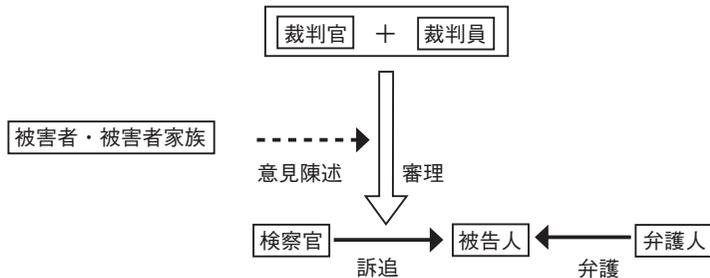
1 裁判員制度の内容

- ・裁判員制度 = 国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判員と共に事実認定と量刑の判断を行う制度。
- ・制度が導入された理由
 - ①国民の司法参加（司法の民主化）
 - ②国民の知識・経験・意識の裁判への反映
 - ③国民に理解され信頼される裁判の実現
- ・裁判員の選出方法
 - ①有権者の中から、一年ごとに裁判員候補者を抽出し、裁判員候補者名簿を作成する。
 - ②裁判員候補者名簿の中から、事件ごとに裁判員候補者を選出する。
 - ③裁判当日に裁判候補者全員が裁判所に集まり、裁判官と面談した後、くじ引きで裁判員を決定する。
- ・対象となる事件
殺人、強盗致傷、放火、誘拐、傷害致死などの重大犯罪
- ・外国の制度との比較

	陪審制度	参審制度	裁判員制度
採用国	アメリカなど	ドイツ・フランスなど	日本
内容	裁判官とは別に、陪審員が事実認定を行い、有罪か無罪かを決定する。有罪の評決が出た場合、裁判官が量刑を判断する。	裁判官と参審員が共同して事実認定と量刑判断を行う。	参審制度と同じ
構成	裁判官 1 陪審員 12	裁判官 2～3 参審員 2～9	裁判官 3 裁判員 6
任期	事件ごと	任期制（数週間～数年）	陪審制度と同じ
選出	無作為抽出	無作為抽出や推薦など	陪審制度と同じ
対象事件	否認事件	ドイツ：すべての事件 フランス：重大事件	重大事件
評決方法	全員一致	多数決	参審制度と同じ

2 裁判員裁判の構造と手順

・裁判員裁判の構造（対審構造）



・裁判員裁判の審理手順

- ①冒頭陳述 → ②証拠調べ → ③論告求刑 → ④最終弁論 → ⑤評議 → ⑥判決

3 裁判員として知っておくべき7つの法律知識

- ①「無実」と「無罪」
- ②推定無罪の原則
- ③自白と補強法則（憲法38条参照）
- ④合理的な疑い
- ⑤内的犯罪要因と外的犯罪要因
- ⑥応報刑と教育刑
- ⑦裁判の公平性と判例

憲法第38条 ①何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
②強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。